

農地の転用には許可が必要です！

農用地区域除外(農振除外)の申出を受付

農用地区域の農地を、農業以外の目的に利用するためには、農業委員会における転用手続きの前に、農用地区域から除外する必要があります。

ただし、転用目的・申請地・所有地等の状況によっては除外できない場合がある他、今回の受付は、農振除外後早期の転用が確実に、転用目的が明確なものに限られます。



- 申出受付期間 6月17日(水)～7月3日(金)
- 申出方法 農林課窓口・市ホームページにある申出書に、添付書類を添えて提出して下さい。
- 除外要件 (次の5つの除外要件を全て満たすものに限り受付します。)

1. 農用地区域(申出地)以外に農振除外地・宅地・雑種地等、代替すべき土地を所有していないこと。
2. 農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化、その他農業上の利用に支障を及ぼす恐れがないこと。
3. 担い手農業者等に対し、大規模な除外により、安定的な営農、経営する一団の農用地の集団化農地の利用集積に支障を及ぼさないこと。
4. 農用地区域内の農業用排水施設の分断や、排水の阻害等、農業用施設に支障を及ぼす恐れがないこと。
5. 国の直轄又は補助による土地改良事業、又はこれに準ずる事業で農業用排水路の新設、区画整理、農用地の造成等の施工に係る区域にある場合は、事業の工事が完了した年度の翌年から起算して8年を経過した土地であること。

※除外申出地が農用地区域から除外されても、予定する事業計画が実施されない場合には、再度、農用地区域へ編入することになると同時に、過去に農振除外した農地を計画変更等により、引続き農地として管理する場合には、農用地区域への編入を申し出ることができます。

■除外となるまでの期間

農振除外が決定されるまでには相当の期間を要しますので、事業計画を検討する際にはご注意ください。

■問い合わせ 農林課農林振興担当(内線223・224)

安全に農作業を!!

農作業中の事故により、毎年多くの尊い命が失われています。トラクターや昇降機等での農作業中の事故の他にも、農地への行き帰りでの運転事故も発生しています。

ちょっとした油断が大きな事故を引き起こします。「**農作業は、焦らず、急がず、慎重に!**」を合言葉に、安全作業を心がけてください。

■農作業をするうえでの注意事項

- ・農作業に適した服装を着用する。
- ・ほ場の出入りやあぜ越えに注意する。
- ・点検・整備時はエンジンを切る。
- ・こまめな休息や水分・塩分補給を取る。
- ・可能な限り1人で作業はしない。

農業委員会では、毎年1回、市内にある農地の利用状況について調査を行っています。農地法の改正により、1年以上耕作がされていない農地のうち再生可能な農地の所有者に対し、今後の利用意向を調査します。

☆農地台帳を公表

農地法の改正により、平成27年4月から農地台帳情報の公開が義務付けられ、インターネットや窓口で農地情報を見ることができるようになりました。

☆農地台帳って何？

農地台帳とは、市内の農地について、土地の所在、地目、面積等が記載されている台帳です。なお、農地台帳は、農地法により電子化が法定化されており、

■問い合わせ

農業委員会事務局
(内線226)



農地利用意向調査にご協力を!